

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

- （1）インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
1	なんで3世がおるん？おってええのは2世までやろ？
2	日本から出ていけ！
3	・不法移民の在日●●人（特定の民族名）に帰れと言うのは正論 ・不法移民の在日●●人（特定の民族名）＝外国人が犯罪を犯せば、法に従い●●（特定の国名）に強制送還しなければならない
4	マジで4ねよ
5	腐れ××人（特定の民族名）は、浅ましい民族
6	祖国に帰れぶあ～？
7	第一優先となる選択肢は帰国一択
8	なんで祖国に帰らないの？なんで？
9	▲▲▲▲（特定の民族名）死ね
10	なぜ日本に居座るのか
11	館に付け火したり、悪評撒いたり、車のタイヤをパンクさせたりしろ
12	帰れと言われても仕方ないw
13	ヘイトクライムの危険に怯える在日の方々のために強制送還…帰国事業を始めるべき

1 4	◆◆さん（特定の民族の蔑称）や、××（特定の地域名）半島に座んなさい
1 5	・早く帰れと言う気持ちを理解することは可能である ・××（特定の地域名）戦争による難民がなぜ今も居座っているのか
1 6	いつまで日本に居座るのかな
1 7	お帰り頂くよう丁寧に言って差し上げろ
2 0	・偉大な祖国へお帰り下さい ・こんな差別大国、出ていったほうがいい
2 1	ショボいバカ属国の祖国に帰ってください

- (2) インターネット上の短文投稿サイト「X」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
1 8	ともに、ではなく帰れ！！
1 9	ともにではなく、帰れ

- (3) インターネット上のブログサイト「アメーバブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
2 2	帰れよ何で嫌いな国にしがみついてんだ
2 3	要するに帰れ
2 4	不逞××人（特定の民族名）の残党が、被害者面で居座るな

- (4) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
2 5	日本もあなたたちの居場所ではないよ
2 6	・こいつ等ヒトと違ごうて悪さして危害加えとる ・動物園みて一なところで檻入れて飼育せなあかん動物 ・普通のヒトが持つとる正義、誠実、理性、知性、道徳、改心、感謝、恥、反省、

	文化、努力、改善意識皆無 ・基地外 ・反日以外何も出来へん救いようのない奇形生物 ・存在自体が犯罪 ・生存自体が罪悪 ・嘘こいて悪さばっかしくさる◇◇◇◇人（特定の民族の蔑称）は殲滅せなあかん ・世界は除◆（特定の地域名）進行中や
27	みんな一緒に、共に帰れよ
28	お前らが受けるのは罰、犯罪に対する刑罰
29	絶滅希望種のパラサイトでサイコパス××民族（特定の民族名）はアポトーシスで逝け！
30	帰れ
31	全員共に帰れ！
32	・怠け△△△（特定の民族の蔑称） ・ハゲ◎◎◎（特定の民族の蔑称） ・寄生獣 ・〇〇〇〇〇〇〇（特定の民族の蔑称）
33	・怠け△△△（特定の民族の蔑称） ・ハゲ◎◎◎（特定の民族の蔑称） ・寄生獣
34	・怠け△△△（特定の民族の蔑称） ・ハゲ◎◎◎（特定の民族の蔑称） ・■■■（特定の国の蔑称）国技【強姦】伝承△△△（特定の民族の蔑称） ・寄生獣

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）から（4）までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

- （1）上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- （2）上記1（2）の表現を含む投稿について、「X」を運営するX Corp. に削除を要請した。
- （3）上記1（3）の表現を含む投稿について、「アメーバブログ」を運営する株式会社サイバーエージェントに削除を要請した。

- (4) 上記 1 (4) の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和 7 年 2 月 3 日

5 その他

- (1) 上記 1 (1) から (4) までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。